

公益社団法人日本水道協会中部地方支部準会員規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）中部地方支部において、支部区域外の日本水道協会会員（以下「会員」という。）又は、会員となる資格を有する者で会員でない者を、本支部の準会員として登録することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の名称と資格)

第2条 本支部事業の円滑な実施を目的として、本支部の目的に賛同する者を準会員として入会させることができるものとし、その名称と資格は次の各号のとおりとする。

- 一 準正会員 支部区域内で水道事業・簡易水道事業・水道用水供給事業のいずれか、又は複数を経営する地方公共団体又は法人とする。
- 二 準特別会員 次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 水道について学識又は経験ある個人
 - イ 水道に関連ある、国又は地方公共団体の行政機関
 - ウ 水道に関連ある独立行政法人
- 三 準賛助会員 水道に関連があり、本支部の目的達成に賛同する法人又は団体とする。

(入 会)

第3条 準会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、支部長へ申し込むものとする。

(会 費)

第4条 準会員は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年6月末日までに当該年度の会費を納入しなければならない。ただし、準特別会員はこの限りではない。

- 一 準正会員 日本水道協会中部地方支部正会員の会費年額と同額
 - 二 準賛助会員 日本水道協会中部地方支部賛助会員の会費年額と同額
- 2 年度の中途において本支部へ入会した準会員の会費は、当該年度の支部総会終了前に入会した者は全額、終了後に入会した者は半額とし、本支部指定の期日までに納入しなければならない。
- 3 年度の中途において準会員が第5条の規定によりその資格を喪失した場合においても、当該年度の会費は納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第5条 準会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- 三 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき。
- 四 1年分以上会費を納入しないとき。
- 五 除名されたとき。

(任意退会)

第6条 準会員は、別に定める退会届を提出して、任意に何時でも退会することができる。

(除名)

第7条 準会員が次の各号の一に該当する場合は、支部総会において、全ての本支部正会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その準会員に対し、支部総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、支部総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本支部の規則に違反したとき。
- 二 本支部の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その旨を準会員であった者に通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 準会員が第5条の規定によりその資格を喪失したときは、本支部に対する準会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本支部は、準会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

(支部総会の議決権)

第9条 準会員は支部総会の決議に参加することができない。ただし、支部総会の傍聴及び意見の提出は行うことができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、準会員について必要な事項は、役員会の議決を経て支部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公益社団法人日本水道協会中部地方支部規則の施行の日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において、日本水道協会中部地方支部の会員である支部区域外の社団法人日本水道協会会員又は、日本水道協会中部地方支部の会員である社団法人日本水道協会の会員でない者は、本支部の準会員とみなす。